

ワイン無しには生きてゆけない石原ひろのりがお教えます！

## カリフォルニア新法と飲酒運転

hiro.ishihara@aegisrm.com 310/793-1309 Ext. 237



### 飲酒運転防止装備の装着義務

カリフォルニア州の Alameda, Los Angeles, Sacramento, Tulare のカウンティで過去に飲酒運転の違反で有罪判決を受けた全ての者に対し呼気にアルコールが含まれていると車のエンジンが掛からないようにするロック装置、IID (Ignition Interlock Device) の搭載が試験的に実施される事になりました。

上記のカウンティでは違反者が所有する車輛だけでなく、普段運転する全ての車輛にまでロック装置の搭載が義務付けられます。実施期間は 2010 年の 7 月から 2016 までの期間。ロック装備の取り付け費用負担額は一台につき \$75 から \$100、また装置使用料として月々 \$50 から \$75 程掛かります。義務付けられる期間はそれぞれ判決によって異なります。

カリフォルニアだけで飲酒運転逮捕者は年間 20 万人に及び、その内の 5 万人程は過去に飲酒運転逮捕者の常習犯と言われています。全米でもいち早くその法案が可決した New Mexico では 2005 年からの導入と飲酒運転撲滅キャンペーンの実施により飲酒運転関連の死亡事故は約 30% も減少したという実績があり、今後、飲酒運転違反者への制裁として同装置搭載の義務化はカリフォルニア州だけでなく全州に及ぶと思われまます。

### 本当に怖いアメリカでの飲酒運転

カリフォルニア州では年間 4,000 人が交通事故で死亡し、なんとその 25% が飲酒運転関連によるものとされています。

ご存知の通り、飲酒運転は刑法犯に準じた扱いとなり、通常の交通違反とは全く異なります。従って、ひとたびこの種の違反を犯すと、日常生活や仕事に支障する事はもちろん、高い罰金の他、長期に亘り様々な制約やペナルティーを受ける事になります。もちろん、1 回目の違反 First Offence ですら厳しいペナルティーが課せられるにも拘わらず、2 回・3 回と検挙されれば、更に大きな代償と重いペナルティーを強いられる事は言うまでもありません。



以下はカリフォルニア州におけるペナルティーと費用となります。

ペナルティー	
Fines/Penalties	\$300 - \$5,000
Jail/Community Service	2 days to 2 years
DUI Treatment Program	3, 6, 9, 18, or 30 months
Drivers License Suspension	4 months to 5 years
費用(First Offence の場合)	
Fines/Penalties	\$1,000
Tow/Impound Fee	\$250
DUI Treatment Program	\$625
Court Costs	\$800
Insurance Increase (year)	500 to \$1,500 or more...
Attorney Fees	\$2,500

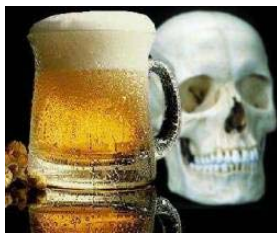
## で、保険の話

さて、ここから少し自動車保険の話になります。

飲酒運転の違反で検挙されると、免許書をその場で取り上げられてしまいます。また、通勤・仕事だけで運転を許される『限定免許書』の発行を受ける場合にも州法に定める要件に従って、有効な自動車保険契約を保持している事を証明する義務を負います。この証明は SR22 と呼ばれ、保険会社が直接 DMV に 3 年間に渡って提出する必要があります。

従って、この SR22 の提出を要請された時点で、保険会社は直ちに違反の発生を認知します。一般的な保険会社は引受基準から飲酒運転違反者を除外している為、ほぼ間違いなく更改拒否の措置を採ります。その場合、飲酒運転違反者を引受ける保険会社をみつける必要があり、以前の保険料と比べ、数百ドルから数千ドル単位で上がります。また、運転歴 (DMV のレコード) に DUI として 10 年記録が残る為、一般標準的な保険会社には 5 年から 10 年は戻ることが出来なくなります。

## 性別で見る DUI 検挙比率



アメリカ運輸省の発表によると性別で見る飲酒運転あるいは酒気帯び運転による 2007 年度の検挙数は全米で男性は 62 万人程、女性は 16 万人程でした。数字だけを見ると圧倒的に男性のほうが多いのが分かります。しかし、10 年前と検挙数と比較すると、男性の検挙率は 7.5% 減少しているのに対し、女性は 30% 増と大幅に上昇しています。

## 呑んだら自転車？

『じゃあ、飲酒したら車に乗らない代りに自転車で・・・』と考えられる方もいらっしゃるかもしれませんが、結果から申しますと『違反』です。

最近、カリフォルニア州では取り締まりの対象を自転車まで拡大しています。但し、自動車での飲酒運転とは違い運転歴 (DMV のレコード) と自動車保険には影響はないものの、一日留置場 Jail に入れられ、罰金が課せられる他、犯罪歴として残ります。

個人的なコメントですが、カリフォルニア州では自転車の飲酒運転による自転車事故が多発し深刻化しているため、これからもっと規制されると思われます。もしかしたら自転車も免許取得が義務付けられる日が来るかもしれませんね・・・。

## やっぱり・・・『呑んだら乗るな！』

最後に『自分は酔ってない、問題ない、見つからなければ大丈夫』ではあまりにも無責任です。捕まってからでは遅いのは言うまでもない事で、『たかが酒なのに・・・』で済まされません。逮捕され、写真・指紋を採取され、他の軽犯罪者たちと同じ Jail で一日過ごす事になります。DUI で事故を起して相手を死なせれば、もっと大変な事になるのはご承知の事と存じます。

年末・年始、何かと外でお酒を呑む機会が増える中、飲酒運転によるリスクについて再認識頂ければ幸いです。



注意： 本稿記載の情報は、保険ならびに弊社業務に関わる問題の概要を一般的にご紹介・ご案内するだけの目的によって作成されており、本稿に含まれる法律に関する記述は、いかなる意味でも法律上の専門的説明を意図するものではありません。法律上のご相談ならびに解釈は、貴社顧問弁護士にご照会いただくようお願いいたします。

本稿の内容については、作成・訂正時点で可能な限り最新かつ正確な情報を盛り込むよう努力いたしましたが、お読みになる現時点での情報の正確度と整合性については、弊社は一切の責任を負いませんのでその旨ご了承ください。また、特段に明記されていない限り、本稿の著作権ならびに著作権は弊社に帰属いたしますので、無断転載ならびに弊社の利害と利益に反する一切の使用を厳禁いたします。



**AEGIS RISK MANAGEMENT INSURANCE SERVICES, INC.**

3424 CARSON STREET, SUITE 300, TORRANCE, CA 90503 U.S.A.

PHONE (310)793-1309 FAX (310)793-1314 E-MAIL [myhoken@aegisrm.com](mailto:myhoken@aegisrm.com)

<http://www.aegisrm.com>

California Department of Insurance License No. 0735928